

本契約と一体と成す注文書(以下「注文書」といいます)を通じて本契約を受諾することにより、お客様は、本契約の条件に従い、拘束されることに同意します。お客様が企業又はその他法人を代表して本契約を締結する場合、お客様は、当該団体を本契約の条件で拘束する権限を有することを表明するものであり、かかる場合、本契約において「お客様」とは、当該団体を意味します。お客様がそのような権限を有していない、又はお客様あるいは当該団体が本契約の条件に同意しない場合、お客様は対象サービスを使用することはできません。

ORACLE CLOUD SERVICES AGREEMENT

本Oracle Cloud Services Agreement(以下「本契約」といいます)は、末尾の捺印欄記載の個人や団体(以下「お客様」といいます)と、日本オラクル株式会社(以下「オラクル」といいます)との間で締結されるものとします。本契約は、本契約に基づきお客様が注文するサービスに適用される契約条件を規定します。

第1条(定義)

1. 「**付属プログラム**」とは、オラクルにより所有又は使用権許諾されるあらゆるソフトウェア・エージェント又はツールであって、サービス環境(以下に定義します)へのお客様によるアクセス、運用及び/又は使用を円滑にすることを目的として、オラクルがお客様に対しクラウド・サービスの一部としてダウンロードにより提供するものをいいます。付属プログラムには、第三者許諾テクノロジー(以下に定義します)は含まれません。
2. 「**自動更新**」とは、注文書又は本契約の条件に従ってクラウド・サービスが終了しない限り、特定のクラウド・サービスに関しての注文書に基づくサービス期間(以下に定義します)が、追加のサービス期間分だけ自動的に延長されるプロセスをいいます。お客様の注文書と一体をなすサービス仕様書(以下に定義します)には、当該更新に際し適用される条件とともに、どのクラウド・サービスが自動更新できるかが定義されます。
3. 「**クラウド・サービス**」とは、注文書に記載及びサービス仕様書(以下に定義します)で定義されているオラクル・クラウド・サービス(Oracle Software as a serviceの提供物や、関連するオラクルプログラム(以下に定義します)など)を総称していいます。クラウド・サービスには、プロフェッショナル・サービス(以下に定義します)は含まれません。
4. 「**データセンター地域**」とは、サービス環境が物理的に設置されている地理的な地域をいいます。各クラウド・サービスで適用されるデータセンター地域は、お客様の注文書に記載されます。
5. 「**オラクルプログラム**」とは、オラクルにより所有又は使用権許諾されるソフトウェア製品であって、対象ドキュメント(以下に定義します)を含め、オラクルが対象サービス(以下に定義します)の一部としてお客様に当該製品に対するアクセス権を許諾するもの、及び対象サービスの一部として提供されるあらゆるプログラムの更新版をいいます。オラクルプログラムには、第三者許諾テクノロジーは含まれません。
6. 「**プロフェッショナル・サービス**」とは、お客様が注文した、コンサルティング及びその他のプロフェッショナル・サービスを総称していいます。プロフェッショナル・サービスは、お客様の注文書に記載され、当該注文書に基づいてオラクルによりお客様に提供される、あらゆる納入物が含まれます。プロフェッショナル・サービスには、クラウド・サービスは含まれません。
7. 「**対象ドキュメント**」とは、クラウド・サービスに対するサービス仕様書で参照されるユーザーマニュアル、並びに対象サービス内でアクセス可能なオラクルプログラム向けのヘルプウィンドウ及びReadmeファイル、をいいます。対象ドキュメントは、オラクルプログラムの技術的及び機能的な事項を説明します。Oracle Infrastructure-as-a-Service(IaaS)クラウド・サービスにおいて、対象ドキュメントには、IaaSハードウェア製品に関するドキュメンテーション、ヘルプウィンドウ及びReadmeファイルが含まれます。お客様は、ドキュメンテーションオンライン(<http://oracle.com/contracts>)又はオラクルが指定するその他のアドレスからアクセスできます。
8. 「**第三者許諾条件**」とは、対象ドキュメント、サービス仕様書、readme ファイル、又は noticeファイルで特定される、お客様と第三者のライセンサーとの間の別段の使用条件をいい、第三者許諾テクノロジー(以下に定義します)に適用されるものをいいます。
9. 「**第三者許諾テクノロジー**」とは、本契約の条件によらず、第三者許諾条件に基づいて使用権許諾される第三者のテクノロジーをいいます。

10. 「**対象サービス**」とは、お客様が注文したクラウド・サービス及びプロフェッショナル・サービスの総称をさします。
11. 「**サービス環境**」とは、お客様が注文したクラウド・サービスの一部としてお客様又はお客様のユーザーにオラクルがアクセス権を許諾した、オラクルにより所有、使用権許諾、又は運用されているハードウェア及びソフトウェア・コンポーネントを組み合わせたものをいいます。本契約と注文書の条件に基づき、オラクルプログラム、第三者のコンテンツ(以下に定義します)、お客様のコンテンツ(以下に定義します)、及びお客様のアプリケーション(以下に定義します)が、サービス環境上で利用することができます。
12. 「**サービス仕様書**」とは、www.oracle.com/contracts 又はオラクルより指定されるその他のアドレスにおいて、お客様の注文に基づく対象サービスに適用される記述をいい、あらゆる対象ドキュメント、hosting, support and security policies (Oracle Cloud Hosting and Delivery Policies等)、及びかかる記述又はお客様の注文において参照され、もしくは一体となすその他の記述も含まれます。
13. 「**サービス期間**」とは、お客様の注文書に記載された、お客様が注文したクラウド・サービスの期間をいいます。
14. 「**第三者のコンテンツ**」とは、あらゆるフォーマットでの、すべてのテキスト、ファイル、イメージ、画像、イラスト、情報、データ、音源、ビデオ、写真及びその他のコンテンツ及び資料であって、オラクル以外の第三者のソースから得られる又は派生したもの、及びお客様によるクラウド・サービスの使用を通じて、またはその使用の範囲内、あるいはその使用と連動して、お客様が利用可能になるものをいいます。第三者のコンテンツの代表例は、ソーシャルネットワークサービスからのデータフィード、ブログポストからのRSSフィード、及びデータライブラリーあるいはデータディクショナリーです。第三者のコンテンツには、第三者許諾テクノロジーは含まれません。
15. 「**ユーザー**」とは、必要な範囲で、お客様により権限を付与された、又はお客様を代表して、本契約と注文書に従ってクラウド・サービスを使用する従業員、業務委託者及びエンドユーザーをいいます。お客様の顧客、供給業者又はその他第三者がクラウド・サービスにアクセスし、お客様とやり取りするために設計されているクラウド・サービスについては、当該第三者は、本契約及びお客様の注文書の条件に基づくユーザーとみなされるものとします。
16. 「**お客様**」とは、本契約を締結した個人又は団体をいいます。
17. 「**お客様のアプリケーション**」とは、あらゆるオラクルのplatform-as-a-service又はinfrastructure-as-a-serviceクラウド・サービス上にて、お客様又はお客様のユーザーが、提供及びロードした、又は当該クラウド・サービスを使用して作成した、ソースコードも含めたすべてのソフトウェア・プログラムをいいます。オラクルプログラム及びサービス環境、オラクルの知的財産権及びすべての派生物も含め、本契約に基づく対象サービスは、前文で定義されるお客様のアプリケーションが意味する範囲には含まれません。
18. 「**お客様のコンテンツ**」とは、あらゆるフォーマットでの、すべてのテキスト、ファイル、イメージ、画像、イラスト、情報、データ(本契約第11条第2項に記載のData Processing Agreement for Oracle Cloud Servicesにて定義される個人情報を含みます)、音源、ビデオ、写真及びその他のコンテンツ及び資料(お客様のアプリケーションを除きます)であって、お客様又はお客様のユーザーにより提供され、サービス環境上に存在し、又は実行あるいは処理されるものをいいます。

第2条(契約期間)

本契約は、本契約に添付、又は本契約を参照する旨明記された注文に対してのみ適用されます。本契約は、初回注文の対象サービスの数量を増加(ユーザー数の追加等)するための購入の場合や、注文当初の対象サービスに対してオラクルより提供されるクラウド・サービスのオプションを購入する場合、及び初回注文のサービス期間の更新あるいは自動更新を購入する場合においても、参照されることが可能となります。

第3条(権利許諾)

1. サービス期間中、お客様が支払い義務に従うことを条件に、及び本契約又はお客様の注文書で定められている場合を除き、お客様には、本契約の条件、サービス仕様書を含む注文書の条件に従って、お客様自身の内部的業務処理を唯一の目的として、お客様が注文した対象サービス(対象サービスの一部としてオラクルにより開発され、お客様に納入されるものすべてを含みます)にアクセスし使用する、非独占的、譲渡不能、ロイヤルティ不要かつ全世界での使用可能な、限定された権利が許諾されます。お客様は、お客様のユーザーに対し、上記の目的のために対象サービスを使用させることができ、その場合、お客様は、当該ユーザーに対し、本契約及び注文書を遵守させる責任を負うものとします。
2. お客様は、注文書上で規定される対象サービスの範囲及び/又はその期間を超えて、本契約に基づき、オラクルプログラム及びサービス環境も含め、対象サービスを使用するあらゆる権利又はライセンスを取得しません。注文された対象サービスの終了をもって、当該対象サービスへのお客様のアクセス権又は使用権は終了するものとします。
3. 対象サービスの期間に加え、お客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーションのエクスポートファイルを回収するために、オラクルが

お客様にアクセス権を提供している対象サービス終了後の期間中、オラクルによるお客様とお客様のユーザーへの対象サービスの提供を可能とするために、お客様は、本契約と注文書に基づき、オラクルに対し、お客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーションを使用、処理及び送信する権利を許諾します。お客様のアプリケーションに第三者のプログラムが含まれている場合、お客様は、対象サービスと第三者のプログラムとの相互運用のため、必要に応じ、オラクルが第三者のプログラムの提供者に、お客様のアプリケーションとお客様のコンテンツを含め、サービス環境にアクセスさせることについて、同意します。オラクルは、第三者のプログラムの提供者、又は対象サービスと第三者のプログラムとの相互運用により、お客様のコンテンツ又はお客様のアプリケーションのあらゆる使用、開示、修正及び削除に関して、責任を負わないものとします。

4. 特定のクラウド・サービスの提供(お客様の施設でホストされるプライベートクラウドなど)として、お客様の注文書上に明確に表記がある場合を除いて、お客様は、オラクルが、対象サービスの一部として、オラクルプログラムに関する引き渡し義務を負わず、当該プログラムのコピーをお客様に出荷しないことに、同意します。
5. 対象サービスには第三者許諾テクノロジーが含まれる場合があります、又はその使用が必要となる場合があります。お客様は、お客様の第三者許諾テクノロジーの使用に際し適用される、オラクルが明示する第三者許諾条件を遵守する責任があります。オラクルは、かかる第三者許諾のテクノロジーに関連するお客様への特定の通知を、サービス仕様書、対象ドキュメント、readme ファイル、又はnotice ファイル上で提供する場合があります。第三者許諾テクノロジーにおける知的財産権及びその他の一切の権利は、第三者許諾テクノロジーの所有者、制作者又は提供者が保有しています。
6. クラウド・サービス提供の一部として、オラクルはお客様にサービス環境内で第三者のコンテンツへのアクセスを提供する場合があります。第三者のコンテンツの種類や使用範囲は、注文書が適用するサービス仕様書に定義されます。かかるコンテンツにおける知的財産権及びその他の一切の権利は、第三者のコンテンツの所有者、制作者又は提供者が保有しており、お客様が第三者のコンテンツを使用する権利は、所有者、制作者又は提供者が明示する当該コンテンツに適用される条件に基づくものとします。

第4条(権利及び制限)

1. お客様は、お客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーションに関し、知的財産権及びその他の一切の権利を保有します。オラクル及びそのライセンサーは、オラクルプログラム、付属プログラム及び派生物を含む対象サービス、並びに本契約に基づいてオラクルにより、又はオラクルの代わりの者により、開発、並びに納入されるすべてのものに関し、知的財産権及びその他の一切の権利を保有します。
2. お客様は以下の行為をしてはならず、また第三者にさせてはならないものとします。
 - a) あらゆるプログラムの表示、又はオラクル若しくはそのライセンサーの財産権に関するあらゆる注意事項の表示を削除又は変更すること
 - b) プログラム、又は対象サービスの提供により生じた資料(お客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーションを除きます)を、方法の如何に関わらず第三者の業務処理目的で当該第三者の使用に供すること(ただし、お客様が購入した特定の対象サービスで、当該アクセスを明示的に認めている場合を除きます)
 - c) 対象サービスのいかなる部分の改変、派生物の作成、逆アセンブル、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、複製、頒布、再版又はダウンロードをおこなうこと(この禁止事項にはデータ構造又はプログラムにより作成された同種のものの検証を含みますが、これに限定されません)、又はオラクルと競合する製品もしくはサービスの構築あるいはサポートする目的で、及び/又は構築やサポートしている第三者を支援する目的で、対象サービスへアクセスあるいは対象サービスを使用すること
 - d) オラクルプログラムを含む対象サービスのベンチマークあるいはパフォーマンステストを実施、又は結果を開示すること
 - e) サービス環境又は関連するインフラストラクチャーについて、以下のセキュリティテストを実施、又は結果を開示すること
 - ・ ネットワーク検出、ポートおよびサービス識別、脆弱性スキャン、パスワード解析、リモートアクセステスト、侵入テスト
 - f) 適用される注文書の条件に基づき明示的に認められている場合を除き、対象サービス、オラクルプログラム、付属プログラム、サービス環境及びオラクルの資料を、あらゆる第三者へ使用権許諾、売却、貸与、リース、転送、譲渡、頒布、ホスティング、アウトソーシング、タイムシェアリングあるいはサービスビューロー業務への使用許可、又は商業的に不当に利用すること、あるいは利用可能とすること

第5条(サービス仕様書)

1. 対象サービスは、お客様の注文に適用されるサービス仕様書に基づくものとします。サービス仕様書にて、対象サービスに適用されるプロビジョニング及び管理プロセス(例えばキャパシティプランニング)、システムリソースの種類と量(例えばストレージの割当)、オラクルプログラムの技術的及び機能的な事項について、あらゆる対象サービスの納入物も含め、定義されます。お客様は、サービス仕様書に合致しない方法でサービスを使用することは、対象サービスのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があること、及び/又は、追加費用が発生する可能性があること、について同意します。対象サービスが、お客様の注文数量を超過して使用すること(例えば、ユーザー数、セッション数、ストレージサイズなどの超過)を許容している場合、お客様は速やかに、お客様の超過使用を構成する追加数量を、購入する責任を負うものとします。当該追加数量をお客様が速やかに購入しない月があった場合、オラクルは、追加の数量分に関する費用に加え、超過使用が発生していた月における追加数量分の対象サービス料金の10%に

相当する超過使用料金を、お客様に請求することができます。

2. オラクルは、テクノロジー、システムの使用パターン、業界プラクティス、第三者のコンテンツへの適用、といった変更を反映させることを含め、サービス期間の間、対象サービスを変更又は更新(インフラストラクチャー、セキュリティ、技術的な設定、アプリケーション機能などについて)することができます。サービス仕様書は、オラクルの裁量で変更される場合があります。ただし、サービス期間中、オラクルによる当該変更は、対象サービスのパフォーマンスのレベルを実質的に低下させるものではなく、また、お客様へ提供する対象サービスの可用性に影響を与えるものではありません。
3. 注文書では、お客様のサービス環境が所在するデータセンター地域が特定されます。サービス仕様書に定義され、お客様の注文したクラウド・サービスに適用可能な範囲において、オラクルは注文書に定めるデータセンター地域での本番、テスト、及びバックアップ環境を提供します。オラクルとその関連会社は、その他のサービス(プロフェッショナル・サービスと障害回復を含む)も含め、サービス管理、サポートなどの、クラウド・サービスの一部を全世界の地域から、及び/又は全世界の委託業者を通じて、実施することができます。

第6条(サービスの使用)

1. お客様は、すべてのユーザーについて本人であることを確認、認証すること、当該ユーザーによる対象サービスへのアクセスを承認すること、ユーザーによる未承認のアクセスを制限すること、ユーザー名、パスワード、アカウント情報の機密を保持すること、について責任を負うものとします。オラクルにてお客様とお客様のユーザーのユーザー名、パスワードとアカウントを統合又は結合することによって、お客様は、お客様ローカル(イントラネット)の認証インフラストラクチャー又はお客様のローカルコンピューターにおけるユーザー記録を、機密を保持し、適時且つ適切に終了させる責任を負うことを承諾します。オラクルは、対象サービスへのアクセスが認可されていないものの、ユーザー名、パスワード又はアカウントが、お客様のローカルな認証管理インフラストラクチャーやローカルコンピューター上で適時に終了されなかったために、当該サービスへのアクセスが可能となった個人も含め、お客様のユーザーに起因したあらゆる損害について、責任を負いません。お客様は、お客様とお客様のユーザー名、パスワードあるいはアカウントに基づき発生する、又はお客様又はお客様のユーザーが対象サービスにアクセスした結果として発生するすべてのアクティビティについて責任を負い、あらゆる不正使用について、オラクルに直ちに通知することに同意します。お客様は、権限のない第三者が対象サービスへアクセスすることを防ぐためのあらゆる合理的な努力をおこなうことに同意します。
2. お客様は、以下に記載する目的で、あらゆる資料(お客様のコンテンツ、お客様のアプリケーション及び第三者のコンテンツを含みます)をアップロード、メール送信、掲載、公開又はその他の方法による送信も含め、対象サービスを使用しない、又は使用することを許可しないことに同意します。
 - (a) 人に脅威を与えるもしくは嫌がらせをする、又は人や財産に損害や損傷を与える
 - (b) 虚偽的、中傷的、嫌がらせ又は不快感を与えるものを公開する
 - (c) プライバシー権を侵害する、又は偏見や人種差別、嫌悪、悪意を助長する
 - (d) 未承諾のバルクメール、ジャンクメール、スパム又はチェーンレターとなる
 - (e) 知的財産権又はその他財産権の侵害となる
 - (f) その他適用される法令、条例又は規則に違反する本契約においてオラクルに付与されるその他のあらゆる権利に加え、オラクルは、本項に規定される制限(以下「**利用規定ポリシー**」といいます)に対して重大な違反があった場合、何ら義務を負わずに、当該資料の除去又はアクセスの無効化も含めた、是正措置をとる権利を留保します。オラクルは、そのような措置を講じた場合においても、お客様に対し何ら責任を負わないものとします。お客様は、すべてのお客様のコンテンツ、及びお客様のアプリケーションにおける、正確さ、品質、完全性、合法性、信頼性、妥当性及び所有権について、単独で責任を負うものとします。お客様は、本条に基づくお客様の義務違反から生じたあらゆるクレームについて、オラクルを防御し補償することに同意します。
3. お客様は、対象サービスにおける適切な機能とセキュリティのために必要となる、すべてのパッチ、バグ修正、アップデート、メンテナンス及びサービスパック(以下、総称して「**パッチ**」といいます)を受け入れる必要があり、こうしたパッチは通常、サービス仕様書の記載に基づき、オラクルよりリリースされます。対象サービスにおける適切な機能とセキュリティのために必要となるパッチの適用をお客様が受け入れ拒否した結果、クラウド・サービスにて見つかったパフォーマンス又はセキュリティの問題に、オラクルは責任を負わないものとします。緊急又はセキュリティに関するメンテナンス作業を除き、オラクルは、次回可能な標準のメンテナンスウィンドウを基にして、パッチ適用のスケジュールについて、お客様と調整します。

第7条(試使用及びパイロット・クラウド・サービス)

1. オラクルは、特定のクラウド・サービスについて、試使用、非業務処理目的で使用可能とする場合があります。試使用目的向けのクラウド・サービスについては、別途契約に基づいた注文が必要となります。試使用目的向けに注文されたクラウド・サービスは、現状有姿のままで提供されるものであり、マスク化、匿名化、又はその他読み取り不能にされていない業務データを用いて使用することはできません。オラクルは、当該対象サービスについて、テクニカル・サポート、もしくはその他のサポートの提供をせず、又、いかなる保証も行いません。

2. オラクルは、別の契約に基づいて特定のクラウド・サービスについて、カンファレンス・ルーム・パイロットでの使用を可能とする場合があります。お客様により注文されたカンファレンス・ルーム・パイロットは、お客様の注文書に記載され、お客様の内部的業務処理を目的として評価及びテストをおこなうため、お客様にのみ提供されます。カンファレンス・ルーム・パイロットは、現状有姿のままでオラクルにより提供されるものであり、オラクルは、当該対象サービスについて、テクニカル・サポート、あるいはその他のサポートの提供をせず、又、いかなる保証も行いません。お客様は、お客様のカンファレンス・ルーム・パイロット向けサービス環境に、マスク化、匿名化、又はその他読み取り不能にされていない業務データを入力してはいけません。お客様は、カンファレンス・ルーム・パイロットの注文の前提として、特定のプロフェッショナル・サービスの注文が必要となる場合があります。
3. オラクルは、本契約に基づいて特定のクラウド・サービスについて、プロダクション・パイロットでの使用を可能とする場合があります。お客様により注文されたプロダクション・パイロットは、お客様の注文に適用されるサービス仕様書に記載され、お客様の内部的業務処理を目的として評価及びテストをおこなうため、お客様にのみ提供されます。お客様は、プロダクション・パイロットの注文の前提として、特定のプロフェッショナル・サービスの注文が必要となる場合があります。

第8条(費用及び税金)

1. お客様は、オラクルに支払う料金の全てを、別段の定めがある場合を除き、オラクルが請求書を発行した月の末締め翌月末までにオラクル指定の銀行口座への振込により支払うものとします。注文書が提出された時点で、注文書又は原契約に別段の定めがない限り、当該支払い義務は取り消されず、支払われた全ての料金は返還されないものとします。お客様は、お客様の注文した対象サービスに基づいてオラクルが納付すべき、適用される法令により賦課される、消費税、付加価値税、及びその他類似の税金を支払うものとします。また、お客様はプロフェッショナル・サービスを提供するのに必要な合理的な範囲の費用を支払います。注文書に記載される対象サービスの料金には、税金及び費用は含まれません。
2. お客様は、お客様が注文した対象サービスに対し、複数の請求書を受領する場合がありますことを理解します。請求書は、オラクルの Invoicing Standards Policy に従ってお客様に対して発行されます。オラクルの Invoicing Standards Policy は <http://oracle.com/contracts> においてアクセスすることができます。
3. お客様は、お客様の注文書により生じた支払い義務が、いかなる対象サービス、プログラムや更新版においても将来の提供可能性を前提としないことに同意します。ただし、前述の規定は、本契約の条件によりお客様が注文した対象サービスをサービス期間中提供する、オラクルの義務を免除するものではありません。

第9条(有効期間、サービスの終了)

1. 本契約に基づき提供される対象サービスは、本契約又は注文書に従いそれ以前に終了する場合を除き、注文書に定義されている期間中、提供されるものとします。サービス仕様書に定める場合は、注文されたクラウド・サービスは、以下の場合を除いて、以降のサービス期間について、自動更新されます。
 - (i) お客様がオラクルに、適用されているサービス期間の終了30日前までに、当該クラウド・サービスを更新しない旨を書面にて提出した場合、又は
 - (ii) オラクルがお客様に、適用されているサービス期間の終了90日前までに、当該クラウド・サービスを更新しない旨を書面にて提出した場合
2. 対象サービス終了に伴い、お客様は、オラクルプログラム及びサービス環境に関連するものを含む、対象サービスへのアクセス及び使用する権利が消滅します。ただし、お客様のリクエストにより、当該サービス期間の終了から60日までの間、オラクルは、お客様によるデータ検索を目的として、現況のサービス環境にてお客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーションを、利用可能とします。法律により要求された場合を除き、60日経過後、オラクルは、サービス環境に存在する、あらゆるお客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーションを、消去もしくはアクセスできない状態にします。
3. お客様又はお客様のユーザーが、本契約の「権利許諾」、「権利及び制限」、「費用及び税金」、「サービスの使用」又は「輸出管理」条項の契約条件に違反している場合、又は、対象サービスあるいはあらゆるコンポーネントが、セキュリティあるいは機能について重大な脅威にさらされているとオラクルが合理的に判断した場合、オラクルは、お客様のパスワード、アカウント、及び対象サービスのアクセス又は使用を一時的に停止することができます。オラクルは、当該停止に起因する事象の性質に基づき、オラクルの合理的判断で当該停止について事前にお客様に通知するものとします。オラクルによる合理的な判断によって、停止に起因する状況が解消したとオラクルが判断した後速やかに、オラクルは、影響のあった対象サービスの迅速な復旧について、合理的な努力をします。しかしながら、オラクルはお客様に対し、停止期間の間、停止された時点でサービス環境に存在していたお客様のコンテンツとお客様のアプリケーションを、使用可能とします。オラクルは、オラクルによる最初の通知より30日以内に停止の原因が解消されなかった場合、注文書に基づく対象サービスを中止することができます。本条に定めるオラクルによる停止又は中止は、本契約に定めるお客様の支払い義務を免除するものではありません。
4. 一方の当事者が本契約の重要な条件に違反し、書面で違反内容の明示があった後30日以内に違反を是正しないときは、違

反当事者は契約の不履行となり、非違反当事者は当該違反が発生した注文書を終了させることができます。オラクルが本条項に基づき本契約を終了させた場合は、お客様は30日以内に、当該注文に基づく対象サービスに対して支払いが残っている合計額並びに、その消費税額及び関連する費用に加え、当該終了以前に生じた全てを支払わなければなりません。対価の不払いを除き、非違反当事者は、違反当事者が当該違反を是正するにあたり合理的な努力を続ける限りにおいて30日の猶予期間を延長することに自らの裁量で同意できます。本契約についてお客様の債務不履行が発生した場合、お客様は注文した対象サービスを使用できないことに同意します。

5. お客様は、お客様が注文の対価を支払うためにOracle Financing Division 契約を利用し、当該契約において債務不履行となった場合においても、当該契約が適用された対象サービスの提供を受けることができないことに同意します。
6. 本契約の終了後又は満了後においても、第13条(責任の制限)、第14条(補償)、第8条(費用及び税金)、及びその他の事項でその性質上存続すべき事項は、本契約終了後も引き続き存続します。

第10条(機密保持)

1. 本契約により両当事者は相互に機密である情報(以下「**機密情報**」といいます)を入手する場合があります。両当事者は、本契約上の義務を履行するうえで必要となる情報のみを開示することに合意します。機密情報は、本契約の条件及び価格、サービス環境内に存在するお客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーション、並びに開示の時点で機密である旨明示された全ての情報に限定されます。
2. 各当事者の機密情報には、次の各号の情報は含まれないものとします。
 - (a) 他方当事者の作為又は不作為(act or omission)によらずに公知であるか又は公知となった情報
 - (b) 開示前に他方当事者が開示側当事者から直接間接を問わず受領せずに適法に占有していた情報
 - (c) 他方当事者が第三者から開示について制限を受けることなく適法に開示を受けた情報
 - (d) 他方当事者が独自に開発した情報
3. 両当事者は、以下に規定する場合を除き、開示側当事者が機密情報を受領側当事者に対して開示した日から3年間、相手方の機密情報をいかなる第三者に対しても開示しないことに同意します。しかしながら、オラクルは、サービス環境内にお客様の機密情報がある限り、サービス環境内の当該情報を機密に扱うものとします。両当事者は、本契約に基づく保護を下回らない方法で機密情報の漏洩を防ぐ義務を負う従業員、代理人又は委託要員に対してのみ、機密情報を開示することに同意します。オラクルは、お客様の注文書に適用されるサービス仕様書の一部として定義されるOracle Security Practicesに従い、サービス環境内に存在するお客様のコンテンツ又はお客様のアプリケーションの機密を保護します。お客様の個人情報、本契約第11条の規定に従って取り扱われます。本条項は、各当事者が、本契約により生じたもしくは本契約に関連した法的な手続において、本契約もしくは本契約に基づいて提出された注文の条件及び価格を開示すること、又は法律に基づき政府機関もしくは地方自治体に機密情報を開示することを制限するものではありません。

第11条(データ保護)

1. 対象サービスの実施にあたり、オラクルはOracle Services Privacy Policyに従います。Oracle Services Privacy Policyは、<http://www.oracle.com/html/Services-privacy-policy.html> で入手することができます。Oracle Services Privacy Policyは、オラクルの裁量で変更される場合があります。しかしながら、オラクルによるポリシーの変更は、お客様が注文したサービス期間中、お客様のコンテンツの一部として提供されたお客様の個人情報に対して提供される保護のレベルについて実質的な低下を生じさせるものではありません。
2. オラクルのData Processing Agreement for Oracle Cloud Services(以下、「**Data Processing Agreement**」といいます)は、<http://www.oracle.com/dataprocessingagreement> で入手可能であり、且つ参照することにより本契約と一体をなすものであり、対象サービスの一環としてお客様がオラクルに提供する個人情報の処理及び管理についての両当事者の役割が記載されます。オラクルは、データ処理者(data processor)として、本契約、Data Processing Agreement、および適用される注文書の記載に基づき、サービス環境内に存在するお客様の個人情報の取り扱いに関するお客様の指示に基づいて行動します。お客様は、個人情報の収集、使用、処理、送信及び開示に関連するものを含め、お客様による対象サービスの使用、及びオラクルによる対象サービスの提供に関連して、お客様が、あらゆる通知をおこなうこと、及びあらゆる承諾を得ることに同意します。
3. 注文書に適用されるサービス仕様書には、サービス環境内に存在するお客様のコンテンツに適用される、運用管理的、物理的、技術的、及びその他の安全対策が定義され、対象サービスに適用されるシステム管理に関するその他の事項が記載されます。お客様は、お客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーションに含まれる、コンピュータの機能に制限あるいは危害を与え、又はデータに損害を与え、傍受、あるいは奪取する可能性のあるあらゆるウイルス、トロイの木馬、ワーム、又はその他のプログラミング・ルーチンを含め、お客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーションに起因して発生するセキュリティの脆弱性、および当該脆弱性に基づく結果について、責任を負います。

- お客様の注文書で定められている場合を除き、お客様は、オラクルに対して、データの取り扱いに関して特定のデータ保護義務が生じる、保健、ペイメント・カード又はそれらと同等の機密性を有する個人情報へのアクセスを提供しないものとします。利用可能な場合、お客様は、お客様の業務又はお客様のコンテンツに適用される特定のデータ保護要件に対応するために設計された追加サービス(Oracle Payment Card Industry Compliance Services、Oracle HIPAA Security Services、Oracle Federal Security Servicesなど)を、オラクルより購入することができます。

第12条(保証、免責及び唯一の救済措置)

- オラクルは、対象サービスを以下の通り提供することを保証します。
 - クラウド・サービスが、全ての主要な点において該当のサービス仕様書に記載されているように実施すること
 - サービス仕様書に従って、プロフェッショナル・サービスが、業界水準に沿う専門的手法で実施されること保証を満たさない不十分な対象サービスが実施された場合、お客様は速やかに当該対象サービスにおける不十分な事項(サービスの不具合をオラクルに通知した際のService Request番号がある場合は当該番号を含む)を書面にて通知をおこなうものとします。
- オラクルは、以下のことを保証しません。
 - 対象サービスがエラーや中断なく稼働すること、またエラーのすべてを補正すること
 - 対象サービスが、お客様のコンテンツもしくはお客様のアプリケーションと組み合わせて稼働すること、又はオラクルが提供していないハードウェア、ソフトウェア、システム、サービスもしくはデータとともに稼働すること
 - 対象サービスが、お客様の要件、仕様及び期待値に合致することお客様は、オラクルがインターネットを含む、通信設備を通じたデータ転送を管理するのではなく、また対象サービスは、かかる通信設備の使用の際に発生する、制限、遅延及びその他の問題により影響を受けるものであることを了解します。オラクルは、かかる問題から生じた遅延、配信障害、その他の損害について一切の責任を負いません。オラクルは、お客様のコンテンツ、お客様のアプリケーション、又は第三者のコンテンツに起因して発生した対象サービスのパフォーマンス、稼働又はセキュリティに関連するあらゆる問題について、一切の責任を負いません。オラクルは、第三者のコンテンツ又はサービスの信頼性、的確性、完全性、正確性及び有用性についてなんらの表明も行いうるものではなく、またなんら保証せず、第三者のコンテンツ又はサービスを原因として発生した又は関連するあらゆる責任について一切の責任を負いません。
- 上記保証違反が発生した場合のオラクルのお客様に対する唯一の救済措置及び責任は、対象サービスのうち保証を満たさない不十分な部分について再履行をおこなうことです。ただし、オラクルが商業的に合理的な方法で不十分対象サービスを実質的に是正できない場合、お客様は当該不十分な対象サービスを終了させ、当該不十分な対象サービスにおける、終了の発効日以降の期間に関する支払い済みの料金について、オラクルより返還を受けることができます。
- 法律で禁じられていない範囲で本条の保証が唯一のものであり、ソフトウェア、ハードウェア、システム、ネットワークもしくは環境、又は商品性、満足度のいく品質、特定目的への適合性を含め、本条以外の明示的又は黙示的な保証や条件は一切ないものとします。

第13条(責任の制限)

いずれの当事者も、間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害又は結果的損害について、又は、逸失利益又は売上の喪失(本契約における料金を除く)、データもしくはデータの使用機会の喪失について、何ら責任を負わないものとします。本契約又はお客様の注文により生じる、又はそれに関連して生じる全ての損害に対するオラクルの累計的な賠償責任は、契約上の責任によるもの、不法行為によるもの、又はその他のいかなる法律原因によるものであるかを問わず、当該責任を発生させた事象の直前の12カ月間に当該責任を生じさせた注文に基づく対象サービスについて、オラクルに対し支払われた合計金額から当該注文に基づきオラクルからお客様が受けた払戻しの金額又はクレジットを差し引いた金額に制限されるものとします。

第14条(補償)

- 本条に従い、第三者がお客様又はオラクルの一方当事者(提供物(以下に定義)を受領した当事者を以下「受領者」といいます)に対して、相手方当事者(提供物を提供した当事者を以下「提供者」といいます)から提供され受領者が使用している、情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、サービス、データ、ハードウェア及び資料(本条ではあわせて以下「提供物」といいます)のいずれかについて、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、提供者は、受領者が以下の各号を実施することを条件に、提供者自身の費用と負担において当該クレームから受領者を防御するとともに、侵害クレームを行った当該第三者に対するものとして裁判所によって命じられた、又は提供者の同意を得た和解により決まった損害額、損害賠償額、コスト及び支出につき受領者に補償を行うものとします。
 - 受領者が当該クレームを受領した日から30日以内に、(法律で要求される場合はそれより早く)提供者に書面にて速やかに通知をすること
 - 提供者に防御及び解決のためのあらゆる交渉を単独の裁量で行わせること
 - 当該クレームの防御や解決に必要な情報、権限、及び助力を提供者に与えること

2. 提供物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、提供者が侵害していると認めた場合は、提供者は当該提供物を非侵害となるように(その実用性又は機能性を実質的に維持しながら)修正するか、あるいはその継続使用を可能とする使用権を取得するかいずれかの措置をとることができます。いずれの措置も商業上合理的でない場合は、提供者は当該提供物の使用権を終了させ返却を求め、当該提供物に関して受領者が相手方当事者に支払い済みの料金のうち未経過分を受領者に返還することができます。お客様が提供者の場合で、かかる提供物を返却することで当該提供物に関連する注文に基づくオラクルの義務の履行に著しい支障をもたらす場合には、オラクルは、自らの裁量により30日前までの書面による通知をもって、当該注文を終了することができます。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、提供者は受領者に対して補償を行わないものとします。
 - (a) 受領者が提供物に変更を加え、又は提供者の使用説明書もしくはサービス仕様書に定める使用範囲を超えて提供物を使用した場合
 - (b) 旧バージョンの提供物を使用していて、受領者が使用可能な最新版で、変更が加えられていない提供物を受領者が使用していれば侵害が避けられた場合
 - (c) 受領者が、提供物の使用権の終了後に当該提供物を継続して使用していた場合侵害のクレームが、提供者の提供していない情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、サービス、データ、ハードウェア、及び資料に起因する場合、提供者は受領者に対して補償をおこなわないものとします。提供物をオラクルが提供したものである製品やサービスと組み合わせることによって起因する侵害のクレームについては、オラクルはかかるクレームのいかなる部分についても、お客様に対する補償を行わないものとします。対象サービスの範囲内で、もしくは対象サービスからお客様がアクセスしうる、第三者のコンテンツ、又は第三者のポータルやその他の外部ソース(第三者のブログやフォーラムのソーシャル・メディア投稿、ハイパーリンクからアクセスする第三者のウェブページなど)からの提供物に起因する侵害のクレームに関して、オラクルはお客様に対して補償を行わないものとします。対象サービスが提供されたままの状態、本契約の条件に従って使用されていなければ、第三者の知的財産権を侵害することがなかった場合において、お客様の行為に起因する侵害のクレームについては、オラクルはお客様に対する補償を行わないものとします。お客様が、対象サービスの提供を受ける権利を取得した時点で、お客様が認識していた知的財産権侵害のクレームについては、オラクルはお客様に対する補償を行わないものとします。
4. 上記で定義される提供物には、第三者許諾テクノロジーは含まれません。クラウド・サービスの一部を成すか又は、その使用が必須であるものであって、使用されている第三者許諾テクノロジーについてのみ、以下の全てに該当する場合に限り、当該第三者許諾テクノロジーの侵害のクレームに対し、本契約の条件に基づいて提供する必要がある提供物についての侵害の補償と同等に、オラクルはお客様に対し補償します。
 - (a) 変更していないこと
 - (b) クラウド・サービスの一部を成すか、又はその使用が必須であること
 - (c) 関連するクラウド・サービスの使用許諾、並びに本契約及び本契約のその他全ての条件に従っていること
5. 本条は、権利侵害によるクレーム又は損害に関する両当事者の唯一の救済措置とします。

第15条(第三者のウェブサイト、コンテンツ、製品及びサービス)

1. 対象サービスは、第三者のウェブサイト、コンテンツ、製品、サービス及び情報に、リンクする、お客様のコンテンツを転送する、又はアクセスすることをお客様に対し可能とする場合があります。オラクルは、対象サービスからアクセス可能な、もしくは対象サービスを經由して提供される当該ウェブサイトやあらゆるコンテンツ、製品、サービス及び情報を、管理しているものでなく、これらに対し責任を負うものではありません。また、お客様は、当該ウェブサイトや第三者のコンテンツ、製品、サービス及び情報へのアクセス及び使用に関連するすべてのリスクを負うものとします。
2. サービス環境において、もしくはサービス環境を介してオラクルによりアクセス可能とされたあらゆる第三者のコンテンツは、現状有姿のまま提供されるものであり、あらゆる種類のいかなる保証も行いません。第三者のコンテンツには、わいせつなもの、攻撃的なもの、不正確なもの、他人の権利利益を侵害しているもの、好ましくないもの、又は非合法なものがある場合があり、お客様は、オラクルが第三者のコンテンツの管理、監視、又は訂正に関する責任及び義務を負わないことに、同意します。オラクルは、かかるコンテンツが本契約第6条第2項に基づき適用される制限に違反している場合、当該コンテンツの削除、アクセスの無効化を含む、是正措置を取る権利を有するものとします。
3. お客様は以下の事項について同意するものとします。
 - (i) 第三者のコンテンツの性質、種別、品質、可用性は、サービス期間中に随時変更される可能性があること
 - (ii) Facebook™、YouTube™およびTwitter™等(以下、それぞれを「**第三者のサービス**」といいます)の第三者と相互運用される対象サービスの機能は、対象サービスと共に使用するための当該第三者による各アプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)の継続的な可用性に依存すること当該第三者のコンテンツ、第三者のサービス又はAPIが変更、又は利用不可となった場合、オラクルは、本契約に基づく対象サ

ービスを、更新、変更又は修正することができるものとします。第三者が、対象サービスに対して合理的な条件により、第三者のコンテンツ又はAPIの供与を停止した場合、オラクルは独自の裁量により、あらゆる賠償責任なしに、影響のある第三者のコンテンツ又は第三者のサービスへのアクセス提供を停止することができるものとします。利用可、利用不可も含め、サービス期間中での第三者のコンテンツ、第三者のサービス又はAPIに対するあらゆる変更は、本契約又は適用される注文書に基づくお客様の義務に影響することなく、また、お客様は、かかる変更により、あらゆる返金、控除、その他の補償を請求する権利を有しないものとします。

4. お客様のサービス環境内に保持するあらゆる第三者のコンテンツは、お客様が注文したクラウド・サービスに適用されるストレージ又は割当に加算されます。

第16条(サービス・ツール及び補助プログラム)

1. オラクルは、対象サービスの監視及び運用管理のため、及びお客様によるオラクルのサービス・リクエストの解決を促進するために、ツール、スクリプト、ソフトウェア及びユーティリティ(総称して「ツール」といいます)を使用することができます。ツールは、対象サービスを提供するため、サービス・リクエスト又は対象サービスにおけるその他の問題をトラブルシューティングするために必要となる場合を除き、サービス環境上に存在するお客様のコンテンツ、又はお客様のアプリケーションを収集し、保存することはありません。ツールによって収集された情報(お客様のコンテンツおよびお客様のアプリケーションを除く)は、オラクルの製品およびサービスのポートフォリオ管理に役立てるため、オラクルが製品やサービスの欠陥に対処するため、ライセンスや対象サービスの管理のため、オラクルが使用できます。
2. クラウド・サービスの一部として、オラクルはお客様に、対象サービスと共に使用する特定の付属プログラムをダウンロードするためのオンライン・アクセスを提供する場合があります。オラクルが当該付属プログラムのために単独の許諾条件を特定しない場合、お客様の支払い義務に基づき、お客様には、サービス仕様書も含む本契約及び注文書の条件に従って、お客様によるサービス環境のアクセス、運用、及び/又は使用を容易にすることを唯一の目的として、当該付属プログラムを使用するための非独占的、譲渡不能、ロイヤリティ不要かつ全世界で使用可能な、限定された権利が許諾されます。かかる付属プログラムに関するお客様の使用権は、オラクルによる通知(当該通知は、<https://support.oracle.com> 又はオラクルが指定するURLに掲載される場合があります)、付属プログラムに関連するクラウド・サービスの終了、又は付属プログラムの使用に関する、第三者許諾条件に基づいたライセンスの終了日、のいずれか早いものをもって終了するものとします。

第17条(サービス分析)

オラクルは、(i) 対象サービスのパフォーマンス、運用及びその使用に関連する統計及びその他情報を蓄積し、また、(ii) サービス環境からのデータを統合的な形式で、セキュリティ管理及び運用管理のため、統計分析を作成するため、及び研究開発目的のため、使用することができるものとします(以下、(i)と(ii)を総称して、「サービス分析」といいます)。オラクルは、サービス分析の結果を公表することができるものとします。ただし、サービス分析は、お客様又は個人が特定できる形式で、お客様のコンテンツ又は機密情報が組み込まれることなく、サービス分析が個人情報を構成することはありません。オラクルは、サービス分析に関する一切の知的財産権を保有します。

第18条(輸出管理)

1. 対象サービスには、米国、日本国及び関係する地域における輸出関連法規が適用されます。お客様は、本契約に基づき提供される対象サービス(技術データを含みます)及びあらゆる納入物の使用にあたり、当該輸出関連法規が適用されることに同意し、お客様は、当該輸出関連法規(みなし輸出及びみなし再輸出に関する規制を含みます)の全てを遵守することに同意します。お客様は、データ、情報、ソフトウェア・プログラム及び/又は対象サービスから生じる資料(又はそれらの直接的製品)が、当該輸出関連法規に違反して直接又は間接であるかを問わず輸出されないこと、当該輸出関連法規において禁止されたいかなる目的(核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含みますがこれに限定されません)にも使用されないことに同意します。
2. お客様は、クラウド・サービスが、お客様及びお客様のユーザーが地理的場所を問わずサービス環境にアクセスし、かつ当該サービス環境とユーザーのワークステーションなど別の場所との間でお客様のコンテンツ及びアプリケーションを転送したりその他の方法で移動させたりすることを前提として設計されたものであることを理解します。お客様は、ユーザーアカウントの認証及び管理、並びにお客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーションの輸出管理及び地理上の転送について単独で責任を負うものとします。

第19条(不可抗力)

いずれの当事者も以下の事由による義務の不履行又は遅滞について責任を負わないものとします。

- (1) 戦争、反乱、妨害行為
- (2) 天災
- (3) 世界的流行病
- (4) 債務者の責めによらない電気、インターネット又は電気通信上の機能停止
- (5) 政府の規制(輸出又はその他のライセンスの拒否、取消しを含みます)
- (6) 債務者の合理的な支配を超えたその他の事態

両当事者は、不可抗力の影響を緩和させるために合理的な努力を行うこととします。これらの不可抗力が30日を超えて続いた場合、一方当事者は履行されていない対象サービス及び影響を受けた注文を書面による通知により取り消すことができます。本条は通常の障害回復処置にしたがって妥当な対策を講じる各当事者の義務、及び対象サービスに対するお客様の支払い義務を免除するものではありません。

第20条(準拠法と管轄裁判所)

本契約は日本国の実体法と手続法が適用され、お客様とオラクルは、本契約により生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第21条(通知)

1. 本契約に基づいて要求される通知は、書面をもって相手方に提供されるものとします。お客様がオラクルとの間で紛争を提起する場合、お客様が本書の補償条項に基づく通知をする場合、あるいはお客様が(1)支払停止(2)重要な財産又は本契約に基づきオラクルから交付を受けた財産についての仮差押、仮処分、差押又は強制執行手続の開始(3)解散決議又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立、のいずれかに該当した場合は、お客様は速やかに下記宛に書面により通知するものとします。

〒107-0061 東京都港区北青山2-5-8 日本オラクル株式会社 法務室長

2. 本契約に従ってサービスの終了を求める場合、お客様は、注文書またはサービス仕様書において指定されているアドレス宛てに、サービス・リクエストを提出する必要があります。
3. オラクルは、オラクルのクラウド・サービスのお客様全般に適用される通知を、対象サービス向けオラクル・ポータル上での汎用的な掲示によって提供することができ、お客様に特有の通知を、オラクルのアカウント情報で登録される電子メールアドレスに対して電子メールを送付することによって、あるいはオラクルのアカウント情報で登録されるお客様の住所に第一種郵便又は料金前払い郵便にて書面を送付することによって、提供することができるものとします。

第22条(権利譲渡の禁止)

お客様は、他の個人もしくは法人に対し、本契約を譲渡すること、又は対象サービス(オラクルプログラムも含みます)もしくはそれらの権利を贈与、譲渡することはできません。お客様が対象サービスのどの部分を担保に供した場合でも、当該担保権者は対象サービス又はその納入物を利用又は譲渡する権利を有しません。お客様が対象サービスの取得に際して融資を受ける場合、お客様は<http://www.oracle.com/contracts> に掲載されるオラクルの融資に関するポリシーに従うものとします。前述の規定は、オープン・ソース又はこれに類似する条件に従い使用権許諾された第三者許諾テクノロジーに対してお客様が別途有する権利を制限するものではありません。

第23条(その他)

1. オラクルは独立した契約者であり、両当事者は、当事者間で共同経営、ジョイント・ベンチャー又は代理人の関係を構築するものではないことに同意します。両当事者は、関連する税金及び保険料を含むそれぞれの従業員への支払について、各当事者が責任を負うものとします。お客様は、本契約に基づくあらゆる対象サービスに関係する、お客様のあらゆる従業員のお客様による雇用の終了又は調整に関連して適用される、法令、条例又は規制に従って生ずる法的責任より、オラクルを防御し、補償するものとします。お客様は、コンサルティングもしくはインプリメンテーションサービス、又はクラウド・サービスと相互連携するアプリケーションの提供をお客様が依頼したあらゆる第三者企業を含め、オラクルのビジネス・パートナー又はその他第三者は、オラクルから独立しており、オラクルの代理人ではないことを了解します。当該ビジネス・パートナー又はその他第三者が本契約に基づいて注文された契約に従事して、オラクルの下請業者(請負業者)として対象サービスを提供している場合で、且つ、本契約に基づき、オラクルの要員について、オラクルが責任を負うのと同等の責任を負う場合を除き、オラクルは、それらのビジネス・パートナー又はその他第三者によるいかなる行為、又は当該行為に起因して対象サービスに発生するあらゆる問題について、責任や義務を負いません。
2. 本契約の条件のいずれかが無効、又は法的強制力がないことが判明した場合でも、その他の規定は引き続き有効に存続し、当該条件は本契約の目的及び趣旨と一致した条件に置き換わるものとします。
3. 料金の不払い又はオラクルの財産権侵害に関する訴訟を除き、いずれの当事者も本契約により生じる、あるいは関連する訴訟を、いかなる形態であれ、訴訟の原因が発生した時から2年経過した後には提起することはできません。
4. オラクルプログラム及び対象サービスは、核施設又はその他の危険な目的での利用のために設計されたものではなく、それらの利用を特に意図したものでもありません。お客様は、オラクルプログラム及び対象サービスのかかる目的での使用において、安全確保の責任を負うことに同意します。
5. お客様は、お客様の自己負担により、お客様のコンテンツ、お客様のアプリケーション、第三者のコンテンツに必要となる、及び対象サービスと共にお客様が使用するためにお客様が提供するその他のベンダー製品に必要となる、あらゆる権利及び同意を第三者から取得するものとします。かかる権利及び同意には、本契約に基づいてオラクルが対象サービスを実施するにあたって必要とな

るものも含まれます。

6. お客様は、オラクルが対象サービスを実施するために合理的に必要となる、すべての情報、アクセス、誠実な協力をオラクルに提供することに同意し、お客様はお客様の義務としてお客様の注文書中で確認された行為を遂行するものとします。
7. お客様は、お客様の対象サービスの使用に関連した法令遵守について、単独で責任を負います。お客様は、本契約に基づく注文書を締結する前に、お客様の法令義務より生じるあらゆる技術上の要件をオラクルに覚知させる責任があります。オラクルは、標準的なオラクルの対象サービス提案が当該要件に一致するか否かお客様が判断するにあたり、お客様の取り組みに協力します。オラクルにより実施された追加作業、又は対象サービスの変更に関し、追加の費用が適用される場合があります。
8. オラクルは、お客様の対象サービスの使用はお客様の注文書及び本契約の条件に従ったものであるかどうか評価する目的で、対象サービスの使用について、監査をおこなうことができます。お客様はオラクルによる監査に協力し、合理的な範囲内で助力及び情報を提供することに同意します。当該監査は、お客様の通常の事業活動を不当に妨げないものとします。お客様に許諾された使用権の範囲を超える対象プログラムの使用に対して適用される対価について、お客様はオラクルの書面による通知から30日以内に支払うことに同意します。お客様がこれを支払わない場合、オラクルは、当該対象サービス及び／又はお客様の注文書を終了させることができます。お客様は、監査に協力することによってお客様に生じたあらゆる費用について、オラクルは責任を負わないことに同意します。
9. クラウド・サービス、プロフェッショナル・サービス又はその他のサービス提供、プログラムもしくは製品は、購入にあたり、すべて単独で提供されるものであり、あらゆるその他の注文に結びつかないものとします。お客様は、お客様がクラウド・サービス、プロフェッショナル・サービス又はその他のサービス提供、プログラムもしくは製品を、他の注文とは別に購入することができることを理解するものとします。いかなる注文でも支払いに関するお客様の義務は、いかなるものであれ他のサービス提供の履行、又はプログラムもしくは製品の納入に、左右されません。

第24条(完全合意)

1. お客様は、本契約及び明示的に参照されることにより本契約の一部となる情報(URL に含まれる情報への参照又は参照されたポリシーを含みます)が、適用される注文書とともに、お客様から注文された対象サービスに関する完全な合意であり、書面又は口頭であるかを問わず、当該対象サービスについて本契約締結以前又は同時になされたすべての合意や意思表示に取って代わることに同意します。
2. 両当事者は、本契約及び注文書の条件が、あらゆる購買注文書、インターネット調達サイト、その他のあらゆるオラクル所定ではない同種の書面に取って代わり、いかなる購買注文書、サイト又はその他オラクル所定ではない書面の条件も、お客様が注文した対象サービスに対して適用されないことを明確に合意します。注文書の条件と本契約の条件に矛盾を生じた場合は、注文書が優先するものとします。ただし、注文書に明示的に記載されている場合を除き、注文書条件と矛盾があった場合、Data Processing Agreementの条件が優先するものとします。本契約第5条(サービス仕様書)、第11条(データ保護)、及び第15条(第三者のウェブサイト、コンテンツ、製品及びサービス)にて別段に規定されている場合を除いて、お客様及びオラクルの正当な権限を有する者が、書面に署名もしくは記名押印した場合、又はオラクルストアにてオンラインで受諾した場合を除き、本契約及び注文書は修正されず、権利及び制限について変更や放棄がなされないものとします。本契約によって、第三者との受益関係が構築されることはありません。

第25条(本契約の発効日)

本契約の発効日は 年 月 日とします。(オラクルが日付を記入)

以上、合意の証として本書二通を作成し、お客様とオラクルによる記名押印のうえ各一通を保有します。

【お客様】

【オラクル】

東京都港区北青山二丁目5番8号
日本オラクル株式会社

ディール・マネジメント本部
本部長

中村健之

印

印

(お客様捺印日： 年 月 日)

(オラクル捺印日： 年 月 日)

契約書番号： _____ [オラクルが記入します]